

# 企業訪問の取組状況について

## ◆ 本省と都道府県労働局が連携して、下記の取組を実施

- ① 企業の自主的な働き方の見直しの推進
- ② 地域における働き方改革の気運の醸成
- ③ 都道府県労働局と地方公共団体の連携 等

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を超えた、働き方そのものの見直しが必要で、  
企業トップの強いリーダーシップが不可欠。

### 本省幹部による**業界の** リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成28年2月19日現在 61社（\*）を訪問  
\* 日新火災、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など
- ☞ 引き続き、働きかけを実施

### 都道府県労働局長による**地域の** リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成28年1月末までに、全国で約800社を訪問
- ☞ 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「**働き方改革推進本部**」を設置（前述）  
\* 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上働き方改革を推進
- ☞ 管内の企業トップへの働きかけを実施

#### 【参考1】 A社

- ・経営トップ自ら、会議を30分で切り上げ、簡素な資料で意思決定することを徹底し、社員の業務効率も向上
- ・営業部門にモバイルPCを配布し、出先から決裁、契約手続等を可能とするよう業務プロセス改革を実践
- ・フレックスタイム制のコアタイムを1時間前倒しし、20時以降の勤務を原則禁止

#### 【参考2】 B社

- ・18時にPCが自動的にシャットダウンする機能を導入し、早帰りと残業削減の意識付けを図っている
- ・病気により入院が必要となった場合の特別休暇制度等を整備

平成28年度からは、各労働局の雇用環境・均等部（室）が、女性活躍推進等の政策課題への対応と一体的に「働き方改革」に向けた企業への働きかけを展開